省　令

○財務省・経済産業省令第三号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　小渕　優子

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十九号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表備考第七号中「小学校、」を「小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に、「及び中学校」を「、中学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同表備考第九号中「又は」を「、」に、「において」を「又は幼保連携型認定こども園において」に改める。

第七条第五項第三号中「又は中等教育学校」を「、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第十条の七第一項中「（認定課程を有する大学」の下に「（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）」を加える。

第二十二条の五の次に次の一条を加える。

第二十二条の六　認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一　教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

二　教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。

三　教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。

四　卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。

五　卒業者の教員への就職の状況に関すること。

六　教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

2　前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第六十一条の四第一号中「又は指導教諭」を「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭」に改め、同条第四号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第六十五条の七第三号において同じ。）

第六十一条の八中「第四条第一項第二号」を「第四条の表選択領域の項」に改める。

第六十五条の七第一号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に、同条第三号中「若しくは私立学校法第三条に規定する学校法人」を「、私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人」に改める。

第六十五条の九中「第四条第一項第二号」を「第四条の表選択領域の項」に改める。

第六十八条中「主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事、」を「主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事若しくは」に改める。

第六十九条の三中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

附則第八項第二号ロ中「第五項」を「第九項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

附則第十項の表備考第一号中「附則第八項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

附則第二十八項及び第三十二項中「第四条第一項第二号」を「第四条の表選択領域の項」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書

氏　名
年　月　日生

上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）（課程の一部を履修）したことを証明する。

年　月　日
○○大学　学長　○○　○○　印

記

必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日